

規 則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十五号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（平成十二年埼玉県規則第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号タ中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。